

船橋市採血員設置要綱

(設置)

第1条 保健所における採血行為を伴う事業において、採血及び必要な保健指導を行うため、保健所に採血員を置く。

(職務)

第2条 採血員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 採血行為を伴う事業において採血を行うこと。
- (2) 被採血者に対し、必要に応じて採血行為の手順、リスク等を説明すること。
- (3) 被採血者からの求めに応じ、必要な保健指導を行うこと。
- (4) その他付随する職務を行うこと。

(委嘱)

第3条 採血員は、次の各号に掲げるいずれの要件にも該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 看護師の資格を有し、原則として満65歳未満であること。
- (2) 採血行為に関して豊富な経験を有すること。
- (3) 採血行為の手順、リスク等について十分な知識を有すること。
- (4) 採血員の職務を遂行できる健康な心身状態であること。

2 採血員の定数は、10人以内とする。

(任期)

第4条 採血員の任期は、2年とする。ただし、次の各号に掲げる区分の場合にあっては、当該各号に定める日をもって任期終了とする。

(1) 他の採血員の委嘱期間中に新規に委嘱した者である場合 他の採血員（次号に規定する者を除く。）の任期終了日。

(2) 任期中に満65歳に達した者である場合 当該達した日以後における最初の3月31日。

2 採血員は、再任されることができる。

(報償)

第5条 採血員に対する報償は、1時間につき1,935円とし、採血員の職務に従事した時間数に応じて支払うものとする。

(公務上の災害補償)

第6条 採血員が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて補償する。

(守秘義務)

第7条 採血員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(委嘱の解除)

第8条 市長は、採血員が次の各号の一に該当する場合は、当該採血員の委嘱を解除することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。
- (3) 採血員としてふさわしくないと認められるとき。
- (4) 本人から辞職したい旨の申し出があったとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。